



平成24年1月31日発行

問合せ 自治振興課
TEL : 551 - 0290
(内線 : 3521)
FAX : 554 - 1123

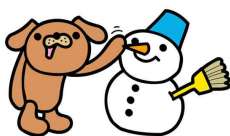
市民参画と協働による まちづくり通信

- 「新しい公共支援事業」2月に申込み受付
滋賀県では、国の交付金を受けて平成23・24年度に「新しい公共支援事業」を実施。来年度事業を対象にした「滋賀県新しい公共の場づくりのためのモデル事業」の参加申込みを2月上旬から受け付け予定です。

対象は、地域の課題解決に向けた先進的な取り組みで、他地域のモデルとなるような新規事業。NPOやボランティア団体、行政などの多様な担い手が連携してその事業を行います。補助金額は、1件の申請につき、100万円から1千万円。地域課題への対応や将来的なビジョン、実効性、継続性などが審査のポイントです。

まず、2月上旬に参加申込書を提出し、2月中旬に事業内容などをまとめた申請書を提出。その後、プレゼン審査が予定されています。

滋賀県ホームページ「協働ネットしが」に詳細情報が掲載されています。

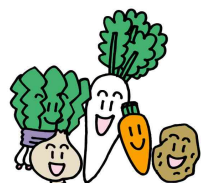


<http://www.pref.shiga.jp/c/katsudo/kyodonet/>

●本年度の協働事業提案、実施中！

○いらっしやい！金勝市場へ

市内の若手農業者で組織する栗東市農業後継者クラブと農林課の協働で、毎月第1土曜日の午前9時から正午まで、JR栗東駅東口前広場で「金勝市場」を開催中。採れたての旬の野菜やお米などを販売しています。自治会向けにチラシを定期的に回覧してPRしたり、月ごとのイベントや近隣農家などに共同販売を呼びかける試みも実施。新しく広報用パンフレットの制作も計画しています。

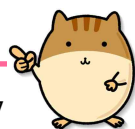


次回の市場開催日は、2月4日（土）。地元で採れた新鮮野菜が栗東駅前に並びます！

●認定NPO法人制度が大きく変わります

改正NPO法が今年4月に施行され、寄付優遇税制の対象となる「認定NPO法人の認定制度」で、次のような点が変更されます。

現在、全国で約4万6千のNPO法人が活動していますが、そのうち認定NPO法人はわずか約250。今回の大幅な基準緩和により、認定NPO法人の増加が見込まれます。寄付を通じた市民活動の応援・支援が活発になり、市民活動のさらなる活性化が期待されます。



○パブリックサポートテストの要件緩和

→パブリックサポートテスト（PST）とは、その団体が広く市民からの支持を得ているかどうかの指標のことで、認定要件の最大関門といわれます。これまでの「経常収入のうち、寄付金等収入金額が20%以上」という相対値基準に加え、「3千円以上の寄付者が100人以上」という絶対値基準が導入されて選択制に。

○仮認定制度を導入

→PST要件を満たしていなくても、他の要件をクリアすることで仮認定が与えられ、税制優遇の対象に（有効期間3年）。団体の寄付集めのスタートアップを支援する目的です。

○自治体独自に税制優遇対象法人を指定可能に

→各自治体が条例で個別にNPO法人を指定することで、住民税の控除対象になり、PST要件に代えることも可能になりました。

○所得税の寄付金控除に税額控除方式を導入

→これまでの所得控除方式と比べて有利なほうを寄付者が選択できるようになりました。

○認定機関を都道府県・政令市へ移管

→現行の国税庁から窓口がより身近な都道府県・政令指定都市となることで、認定の相談や申請が簡易にできるようになります。